

3 水質関係資料

表3-1 人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/L)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下
砒素	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
ふっ素	0.8 以下
ほう素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンの基準値については、最高値とする。海域については、ふっ素およびほう素の基準値は適用しない。

表3-2 生活環境の保全に関する環境基準

1-1 河川（湖沼を除く。） [pH、BOD、SS、DO、大腸菌数]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (-)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以上	20以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	300以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	1,000以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	-

- (備考) 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
 3 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100mL 以下とする。
 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

1-2 河川（湖沼を除く。） [全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。

2-1 湖沼 [pH、COD、SS、DO、大腸菌数]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (-)	化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	1以下	7.5以上	20以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	5以下	7.5以上	300以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	15以下	5以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	-

- (備考) 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質及び大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100mL 以下とする。
 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000 CFU/100mL とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

2-2 湖沼 [窒素、磷]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1以下	0.005以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2以下	0.01以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4以下	0.03以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6以下	0.05以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1以下	0.1以下

- (備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

2-3 湖沼 [全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼンスル ホン酸及びその塩 (mg/L)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。

2-4 湖沼 [底層DO]

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量 (mg/L)
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 以上

(備考) 基準値は、日間平均値とする。

3-1 海域 [pH、COD、DO、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃 度 (-)	化学的酸素 要求量 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)
A	水産1級浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 以下	7.5 以上	300 以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3 以下	5 以上	-	検出されないこと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8 以下	2 以上	-	-

(備考) 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20 CFU/100mL 以下とする。
2 水産1級及び水産2級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

3-2 海域 [窒素、磷]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 以下	0.02 以下
Ⅱ	水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 以下	0.03 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 以下	0.05 以下
Ⅳ	水産3種工業用水生物生息環境保全	1 以下	0.09 以下

(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
" 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

3-3 海域 [全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 以下	0.001 以下	0.01 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下	0.0007 以下	0.006 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。

3-4 海域 [底層DO]

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量 (mg/L)
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 以上

(備考) 基準値は、日間平均値とする。

表3-3 要監視項目および指針値（公共用水域）

1 人の健康の保護に関連する物質

（単位：mg/L）

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
イソキサチオン	0.008 以下
ダイアジノン	0.005 以下
フェニトロチオン	0.003 以下
イソプロチオラン	0.04 以下
クロロタロニル	0.05 以下
プロピザミド	0.008 以下
オキシシン銅	0.04 以下
ジクロルボス	0.008 以下
フェノブカルブ	0.03 以下
クロルニトロフェン	— (注1)
イプロベンホス	0.008 以下
EPN	0.006 以下
トルエン	0.6 以下
キシレン	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
ニッケル	— (注2)
モリブデン	0.07 以下
アンチモン	0.02 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 以下
全マンガン	0.2 以下
ウラン	0.002 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下 (暫定)

(注1) 胆のうがんととの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

(注2) 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

2 有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質

(単位：mg/L)

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 以下
		生物特 A	0.006 以下
		生物 B	3 以下
		生物特 B	3 以下
	海域	生物 A	0.8 以下
		生物特 A	0.8 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 以下
		生物特 A	0.01 以下
		生物 B	0.08 以下
		生物特 B	0.01 以下
	海域	生物 A	2 以下
		生物特 A	0.2 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 以下
		生物特 A	1 以下
		生物 B	1 以下
		生物特 B	1 以下
	海域	生物 A	0.3 以下
		生物特 A	0.03 以下
4-t-オクチル フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.001 以下
		生物特 A	0.0007 以下
		生物 B	0.004 以下
		生物特 B	0.003 以下
	海域	生物 A	0.0009 以下
		生物特 A	0.0004 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物 A	0.02 以下
		生物特 A	0.02 以下
		生物 B	0.02 以下
		生物特 B	0.02 以下
	海域	生物 A	0.1 以下
		生物特 A	0.1 以下
2,4-ジクロロ フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.03 以下
		生物特 A	0.003 以下
		生物 B	0.03 以下
		生物特 B	0.02 以下
	海域	生物 A	0.02 以下
		生物特 A	0.01 以下

表 3-4 水質汚濁防止法に定める特定施設（抜粋）

番 号	施 設	番 号	施 設
1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープ ラント
2	畜産食品製造業の用に供する施設	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
3	水産食品製造業の用に供する施設	59	砕石業の用に供する施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用 に供する施設	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソ ーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供 する粗製あんの沈でんそう	63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する 施設
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗淨 施設
10	飲料製造業の用に供する施設	64 の 2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道 の浄水施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する 施設	65	酸又はアルカリによる表面処理施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	66	電気めつき施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	66 の 3	旅館業の用に供する施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用 に供する施設	66 の 4	共同調理場に設置されるちゅう房施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設	66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう 房施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿 式パーカー	66 の 6	飲食店に設置されるちゅう房施設
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗淨施設	67	洗濯業の用に供する施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像 洗淨施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施 設	68 の 2	病院で病床数が 300 以上であるものに設置され る施設
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する 施設	70	廃油処理施設
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施 設	70 の 2	自動車特定整備事業の用に供する洗車施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	71	自動式車両洗淨施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	71 の 2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育 の用に供する施設
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施 設	71 の 3	一般廃棄物処理施設である焼却施設
47	医薬品製造業の用に供する施設	71 の 4	産業廃棄物処理施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設	71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は ジクロロメタンによる洗淨施設
51 の 2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直 接加硫施設	71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は ジクロロメタンの蒸留施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品等製造業の用に 供するラテックス成型洗淨施設	72	し尿処理施設
52	皮革製造業の用に供する施設	73	下水道終末処理施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設	74	特定事業場から排出される水の処理施設

表 3-5 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準

1 有害物質

(単位: mg/L)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03
シアン化合物	1
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.5
砒素及びその化合物	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1, 2-ジクロロエタン	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	10 (海域以外に排出する場合) 230 (海域に排出する場合)
ふっ素及びその化合物	8 (海域以外に排出する場合) 15 (海域に排出する場合)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
1, 4-ジオキサン	0.5

- (備考) 1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際、現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

2 生活環境項目

(単位：mg/L (pHを除く。))

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下 (海域以外に排出する場合) 5.0以上9.0以下 (海域に排出する場合)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均120)
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均120)
浮遊物質 (SS)	200 (日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
・ 鉱油類含有量	5
・ 動植物油脂類含有量	30
フェノール類含有量	5
銅含有量	3
亜鉛含有量	2
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2
大腸菌群数	日間平均 3,000 (個/cm ³)
窒素含有量	120 (日間平均 60)
燐含有量	16 (日間平均 8)

- (備考)
- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
 - 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
 - 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
 - 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
 - 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000 mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
 - 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

表3-6 水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準設定状況（令和6年3月31日現在）

項目	業種区分	水												既設	新設																				
		上						乗																						せ					
		九頭竜川水域		北川・南川水域		北川・加賀海岸先海城		北川地先海城		九頭竜川地先海城		北島湖水域																		既設		新設		既設	
	水質汚濁防止法に基づく基準	新設	既設	排水量3,000㎓/日 (下水道におつては50,000㎓/日)	未滿	以上	未滿	以上	未滿	以上	未滿	以上	未滿	以上	未滿	以上	未滿	以上	未滿	以上	未滿	以上	未滿	以上	未滿	以上	未滿	以上	未滿	以上					
1.	食品製造業	80(60)	70(50)	120(100)	100(85)	100(85)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)					
2.	繊維工業(染色整理業を含む)	60(50)	50(40)	100(80)	85(70)	85(70)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)					
3.	紙・パルプ・紙加工品製造業	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	130(100)	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	130(100)	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	130(100)	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	130(100)	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	130(100)	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)					
4.	化学工業	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	130(100)	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	130(100)	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	130(100)	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	130(100)	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	130(100)	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)					
5.	浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	100(75)	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	100(75)	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	100(75)	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	100(75)	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	100(75)	60(50)	50(40)	120(90)						
6.	旅館業	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)	80(60)					
7.	非金属鉱業及び鉱物・土石粉砕等処理施設	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	100(75)	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	100(75)	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	100(75)	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	100(75)	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	100(75)	60(50)	50(40)	120(90)						
8.	し尿処理施設	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)					
9.	下水道終末処理施設	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)	-(20)					
10.	その他	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	100(75)	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	100(75)	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	100(75)	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	100(75)	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	100(75)	60(50)	50(40)	120(90)						
1.	食品製造業	200(150)	120(100)	150(120)	150(120)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)					
2.	繊維工業(染色整理業を含む)	90(70)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)					
3.	紙・パルプ・紙加工品製造業	120(100)	160(120)	160(120)	160(120)	160(120)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)					
4.	化学工業	90(70)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)					
5.	浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設	90(70)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)					
6.	旅館業	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)				
7.	非金属鉱業及び鉱物・土石粉砕等処理施設	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)	150(120)				
8.	し尿処理施設	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)					
9.	下水道終末処理施設	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)				
10.	その他	90(70)	120(100)	120(100)	120(100)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)					

(単位:mg/l)

(資料: 環境政策課)

(注) 1. 新設とはS53.8.1以降に設置されたものをいう。のり抜き施設、浄水施設、旅館業、中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設に係る特定事業場(以下「追加特定事業場」という)以外でS48.1.1~S53.7.31に設置されたものは、排水量の多少にかかわらず排水量3,000㎓/日未満の新設が適用される。
 2. 追加特定事業場の施設のものについては、S59.6.25から適用する。
 3. 追加特定事業場以外の施設のものとは、荻の川・井の口川水域S49.4.1、北川・南川水域S49.4.1、北川・南川水域S54.8.1、北島湖水域S54.8.1、北島湖水域S55.8.1、越前・加賀海岸先海城S56.8.1、北川地先海城、敦賀湾海城、三方五湖水域、若狭湾東部海城S57.8.1以降に設置されたものをいう。追加特定事業場の施設のものとは、荻の川・井の口川水域、北川・南川水域S54.8.1、北島湖水域S54.8.1、北島湖水域S55.8.1、越前・加賀海岸先海城S56.8.1、北川地先海城、敦賀湾海城、三方五湖水域、若狭湾東部海城S57.8.1以降に設置されたものをいう。
 4. 基準値の()内は日間平均、BODは河川、CODは海域および湖沼に排出される排水に限って適用される。

表3-7 福井県公害防止条例に定める特定工場（排水量関係）

工場の規模	1日の通常排水量3,000立方メートル (紙またはパルプの製造を行う工場等にあつては、2,000立方メートル)	
規制基準	規制項目	特定工場で排出する排出水の一日あたりの生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量および浮遊物質量に係る負荷量
	規制値	福井県公害防止条例施行規則に定める算定式により算定した値

表3-8 福井県公害防止条例に定める汚水および廃液に係る特定施設

有害物質（福井県公害防止条例施行規則別表第1の2の表に掲げる物質）を使用し、または排出する施設であつて次に掲げるもの

No.	特定施設の種類	No.	特定施設の種類
1	反応施設	8	成型施設
2	分離施設	9	薬品処理施設
3	混合施設	10	エッチング施設
4	精製施設	11	めっき施設
5	蒸留施設	12	廃ガス洗浄施設
6	脱水施設	13	洗浄施設
7	ろ過施設		

(参考) 福井県公害防止条例施行規則別表第1の2の表に掲げる物質および許容限度

(mg/L)

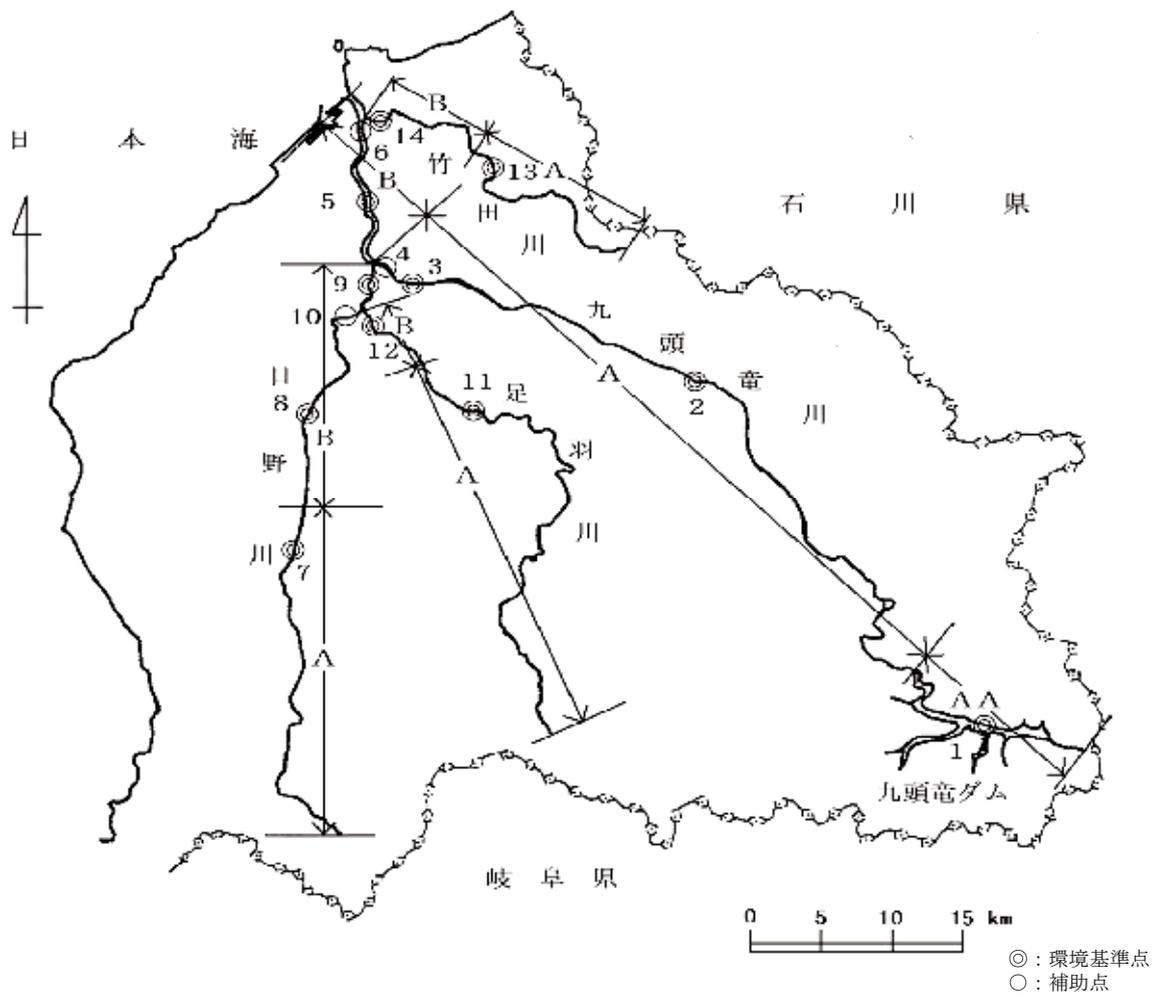
No.	有害物質の種類	許容限度	No.	有害物質の種類	許容限度
1	カドミウムおよびその化合物	0.1	13	四塩化炭素	0.02
2	シアン化合物	1	14	1,2-ジクロロエタン	0.04
3	有機リン化合物	1	15	1,1-ジクロロエチレン	1
4	鉛およびその化合物	0.1	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
5	六価クロム化合物	0.5	17	1,1,1-トリクロロエタン	3
6	砒素およびその化合物	0.1	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
7	水銀およびアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02
8	アルキル水銀化合物	ND	20	チウラム	0.06
9	P C B	0.003	21	シマジン	0.03
10	トリクロロエチレン	0.3	22	チオベンカルブ	0.2
11	テトラクロロエチレン	0.1	23	ベンゼン	0.1
12	ジクロロメタン	0.2	24	セレンおよびその化合物	0.1

表3-9 湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場排水指導要綱

対象事業場の種類	項目および許容限度（単位mg/L）	
	窒素含有量	リン含有量
1. し尿処理施設（し尿浄化槽を除く。）のみを設置する対象事業場	日間平均 15	日間平均 1
2. し尿浄化槽のみを設置する対象事業場	日間平均 15	日間平均 1
3. 下水道終末処理施設を設置する対象事業場	日間平均 10	日間平均 0.5
4. その他の対象事業場	日間平均 25	日間平均 4

- (備考)
- 1 指導基準は、一日の排出水の平均的な汚染状態（「日間平均」）について定めたものである。
 - 2 この表に掲げる指導基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上の対象事業場に係る排出水について、適用する。
 - 3 この表の数値は、排水基準を定める総理府令（昭和46年6月21日総理府令第35号）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
 - 4 し尿浄化槽のみを設置する事業場に係る指導基準は、この要綱の施行の際、現に特定施設を設置している事業場（特定施設の設置の工事を行っているものを含む。）に係る排出水については、当分の間、適用しない。
 - 5 この要綱の対象となる水域は、三方五湖（日向湖を除く。）およびこれに流入する水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域とする。
 - 6 「対象事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場または事業場であつて対象水域へ排出水を排出するものをいう。

表 3-10 九頭竜川水域（本川）の水質測定地点と測定結果（令和5年度）

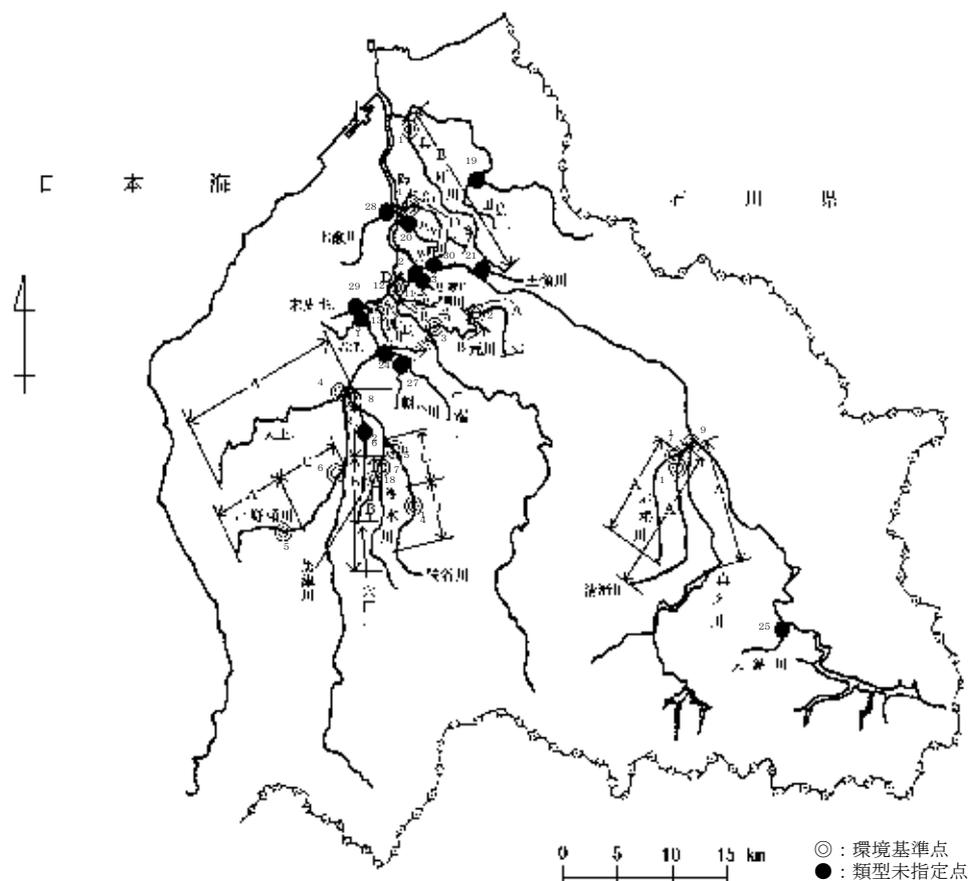


河川名	測定地点名	地点No.	類型	pH			DO				BOD					SS				
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均	
九頭竜川	上流	九頭竜ダム	1	AA	7.1	8.8	1/10	8.4	11	0/10	9.6	<0.5	1.0	0/10	0.6	0.6	<1	4	0/10	2
	中流	荒鹿橋	2	A	7.6	7.9	0/6	8.4	13	0/6	10	<0.5	0.9	0/6	0.6	0.7	1	4	0/6	2
		中角橋	3	A	7.4	7.7	0/12	8.0	13	0/12	10	<0.5	0.7	0/12	0.6	0.6	1	6	0/12	4
		高屋橋	4	A	7.4	7.6	0/4	7.4	12	1/4	9.8	<0.5	0.8	0/4	0.6	0.6	2	5	0/4	4
	下流	布施田橋	5	B	7.3	7.7	0/12	7.2	13	0/12	9.6	<0.5	0.8	0/12	0.6	0.6	3	16	0/12	6
		九頭竜川河口	6	B	7.4	9.4	1/4	8.7	14	0/4	11	0.5	3.1	1/4	1.3	0.8	3	12	0/4	8
日野川	上流	豊橋	7	A	7.3	7.9	0/6	8.9	13	0/6	11	<0.5	0.6	0/6	0.5	0.6	1	8	0/6	4
	下流	清水山橋	8	B	7.2	7.5	0/12	7.9	12	0/12	9.9	<0.5	1.6	0/12	0.9	1.1	2	51	1/12	9
		明治橋	9	B	7.2	7.6	0/12	6.1	12	0/12	9.5	<0.5	2.0	0/12	0.8	1.0	4	24	0/12	10
		日光橋	10	B	7.2	7.4	0/4	6.6	12	0/4	9.3	0.6	1.3	0/4	1.0	1.1	4	16	0/4	10
足羽川	上流	天神橋	11	A	7.5	8.2	0/12	8.4	12	0/12	10	<0.5	0.5	0/12	0.5	0.5	<1	4	0/12	2
	下流	水越橋	12	B	7.4	7.6	0/12	6.7	13	0/12	9.9	<0.5	1.0	0/12	0.6	0.5	2	8	0/12	4
竹田川	上流	清間橋	13	A	7.0	7.7	0/12	7.0	12	1/12	9.7	<0.5	1.2	0/12	0.7	0.6	1	10	0/12	5
	下流	栄橋	14	B	7.1	7.5	0/12	6.9	12	0/12	9.2	<0.5	2.0	0/12	1.1	1.2	4	26	1/12	9

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

(資料: 環境政策課)

表 3-1 1 九頭竜川水域（支派川）の水質測定地点と測定結果（令和5年度）

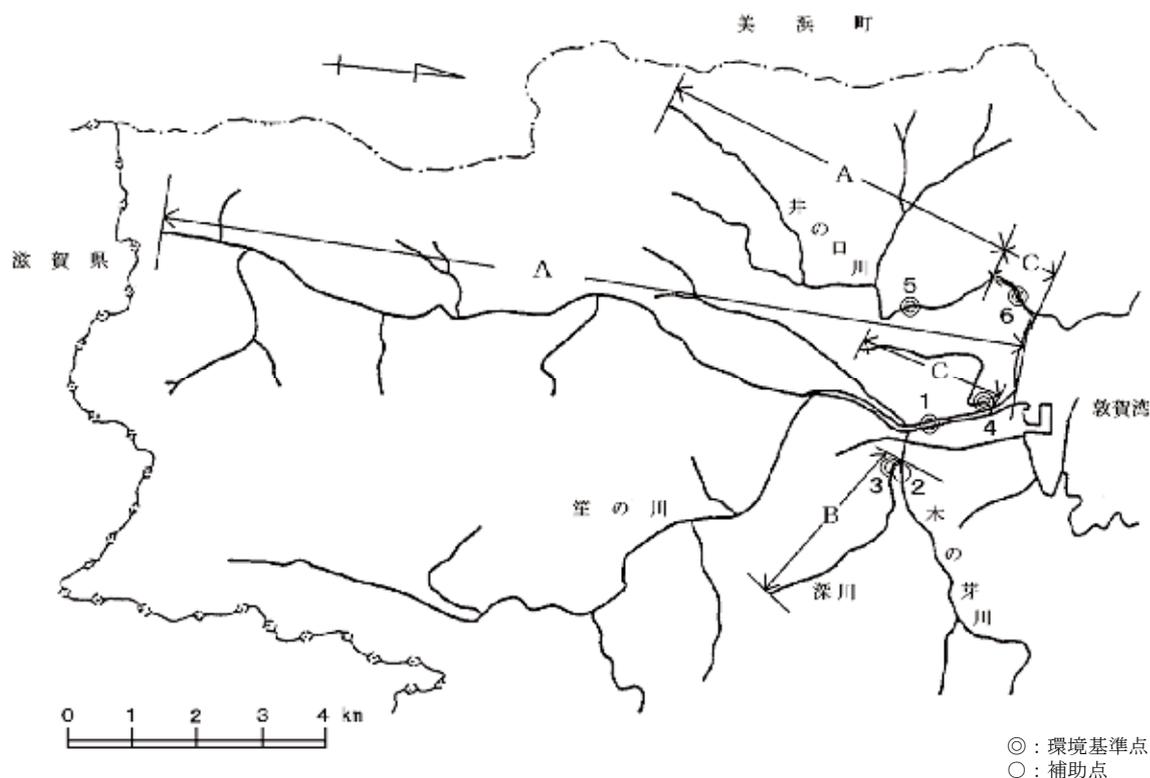


河川名	測定地点名	地点No.	類型	pH			DO			BOD				SS					
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
兵庫川	新野中橋	1	B	6.9	7.5	0/6	6.1	10	0/6	8.3	<0.5	1.3	0/6	0.8	1.0	7	25	0/6	14
荒川上流	東今泉橋	2	A	7.2	7.5	0/12	8.9	12	0/12	10	<0.5	1.0	0/12	0.7	0.9	1	14	0/12	4
荒川下流	水門	3	B	7.3	7.7	0/12	8.4	12	0/12	9.8	<0.5	1.1	0/12	0.8	0.9	1	20	0/12	5
天王川	末端	4	A	7.2	7.7	0/12	8.3	12	0/12	9.9	<0.5	1.3	0/12	0.8	0.8	2	22	0/12	8
吉野瀬川上流	芝原井橋	5	A	7.3	7.7	0/6	8.4	12	0/6	10	<0.5	0.7	0/6	0.5	0.5	1	37	1/6	9
吉野瀬川下流	下司橋	6	C	6.8	7.4	0/6	5.7	13	0/6	9.7	<0.5	1.6	0/6	0.9	1.1	3	17	0/6	7
浅水川上流	曲木橋	7	B	7.1	7.6	0/6	7.4	12	0/6	10	<0.5	1.5	0/6	0.9	1.1	<1	5	0/6	2
浅水川下流	天神橋	8	C	7.1	7.5	0/6	7.4	12	0/6	9.6	<0.5	1.7	0/6	1.1	1.5	2	9	0/6	5
真名川	土布子橋	9	A	7.4	7.6	0/6	9.0	13	0/6	10	<0.5	<0.5	0/6	<0.5	<0.5	1	3	0/6	2
磯部川	安沢橋	10	D	7.2	7.9	0/6	6.5	9.1	0/6	7.9	1.9	8.7	1/6	4.3	5.2	2	16	0/6	7
底喰川上流	護国橋	11	B	7.0	7.6	0/12	8.7	11	0/12	9.7	<0.5	1.3	0/12	0.8	0.8	<1	24	0/12	7
底喰川下流	西野橋	12	D	7.1	7.8	0/12	7.7	11	0/12	9.7	0.5	1.3	0/12	0.9	1.0	1	13	0/12	5
狐川	狐橋	13	D	7.4	8.3	0/12	7.3	11	0/12	9.6	0.6	2.5	0/12	1.4	1.9	3	15	0/12	7
鞍谷川中流	小富士橋	14	D	7.6	7.8	0/6	7.2	12	0/6	9.8	2.0	9.5	1/6	4.0	3.8	2	6	0/6	4
鞍谷川下流	浮橋	15	C	7.1	8.2	0/6	6.8	12	0/6	9.6	<0.5	1.7	0/6	1.2	1.5	2	7	0/6	4
清滝川	新在家橋	16	A	7.2	7.6	0/6	8.1	13	0/6	10	<0.5	0.9	0/6	0.6	0.5	<1	6	0/6	3
赤根川	東大月橋	17	A	7.1	7.4	0/6	9.0	12	0/6	10	<0.5	0.5	0/6	0.5	<0.5	1	12	0/6	4
穴田川	榛木橋	18	B	6.9	7.6	0/6	7.7	11	0/6	9.8	<0.5	1.5	0/6	1.1	1.5	2	13	0/6	6
田島川	長屋橋	19	-	7.5	7.7	-/4	9.2	10	-/4	9.7	<0.5	3.2	-/4	1.6	1.6	1	17	-/4	9
八ヶ川	水門	20	-	7.3	7.4	-/12	6.8	12	-/12	9.1	0.6	4.8	-/12	2.7	4.6	3	26	-/12	10
五領川	熊堂橋	21	-	7.6	7.8	-/4	9.8	12	-/4	11	<0.5	0.7	-/4	0.6	<0.5	<1	5	-/4	4
馬渡川	馬渡大橋	22	-	7.2	7.7	-/12	5.9	11	-/12	9.0	1.9	17	-/12	8.2	9.2	6	27	-/12	10
馬渡川	馬渡北橋	23	-	7.2	7.8	-/12	9.1	12	-/12	10	<0.5	1.3	-/12	0.8	1.0	1	9	-/12	4
江端川	江守橋	24	-	7.3	7.8	-/12	8.2	12	-/12	9.6	<0.5	2.7	-/12	1.0	1.0	4	25	-/12	11
大納川	末端	25	-	7.6	7.7	-/4	8.9	11	-/4	9.8	<0.5	-/4	<0.5	<0.5	<1	2	-/4	1	
黒津川	水門	26	-	7.1	7.8	-/6	5.8	10	-/6	8.2	<0.5	1.6	-/6	0.9	0.9	3	16	-/6	11
朝六川	大島新橋	27	-	7.2	7.8	-/6	8.4	12	-/6	9.8	0.7	5.4	-/6	2.0	2.1	6	28	-/6	11
七瀬川	御鷹橋	28	-	7.5	7.6	-/6	8.5	12	-/6	10	<0.5	1.1	-/6	0.7	0.7	3	8	-/6	5
未更毛川	やすだ橋	29	-	7.1	7.4	-/6	5.9	12	-/6	9.3	<0.5	0.8	-/6	0.6	0.8	3	4	-/6	3
芳野川	吉市ふれあい橋	30	-	7.4	7.9	-/6	8.4	12	-/6	10	<0.5	0.8	-/6	0.7	0.7	1	8	-/6	3
志津川	水門	31	-	7.2	7.5	-/6	6.2	12	-/6	9.4	<0.5	1.1	-/6	0.7	1.0	3	20	-/6	10

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-12 笙の川・井の口川水域の水質測定地点と測定結果（令和5年度）

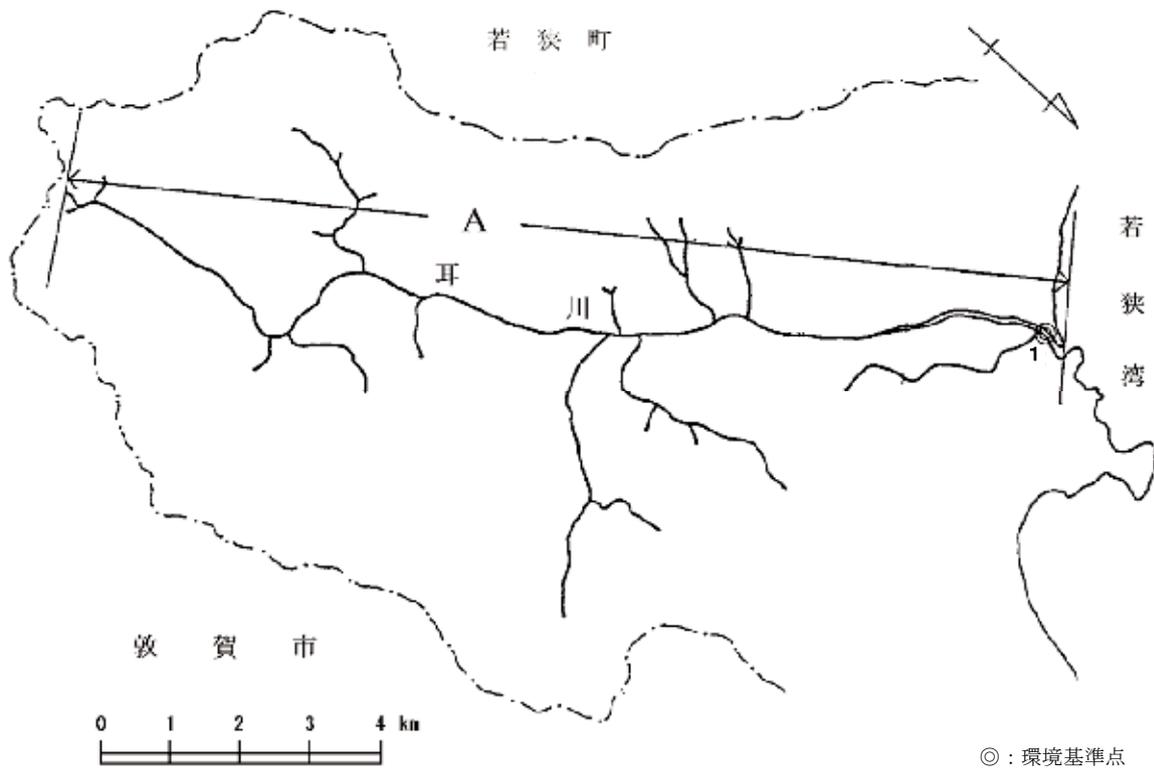


河川名	測定地点名	地点No.	類型	pH			DO				BOD					SS				
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均	
笙の川	三島橋	1	A	7.3	8.4	0/6	8.7	12	0/6	10	<0.5	<0.5	0/6	<0.5	<0.5	1	15	0/6	4	
	木の芽橋	2	A	7.4	8.3	0/6	7.5	11	0/6	9.8	<0.5	<0.5	0/6	<0.5	<0.5	<1	5	0/6	2	
	深川	3	B	7.2	9.4	2/6	8.4	11	0/6	9.7	<0.5	2.9	0/6	0.9	0.5	1	7	0/6	3	
	二夜の川	末端	4	C	7.0	7.4	0/6	5.4	8.3	0/6	7.6	<0.5	2.5	0/6	1.0	1.1	1	2	0/6	1
井の口川	上流	豊橋	5	A	7.2	7.5	0/6	7.9	11	0/6	9.3	<0.5	0.5	0/6	0.5	0.5	3	25	0/6	10
	下流	穴地藏橋	6	C	7.2	8.0	0/6	6.2	11	0/6	8.5	<0.5	1.4	0/6	0.7	0.8	4	11	0/6	7

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-13 耳川水域の水質測定地点と測定結果（令和5年度）



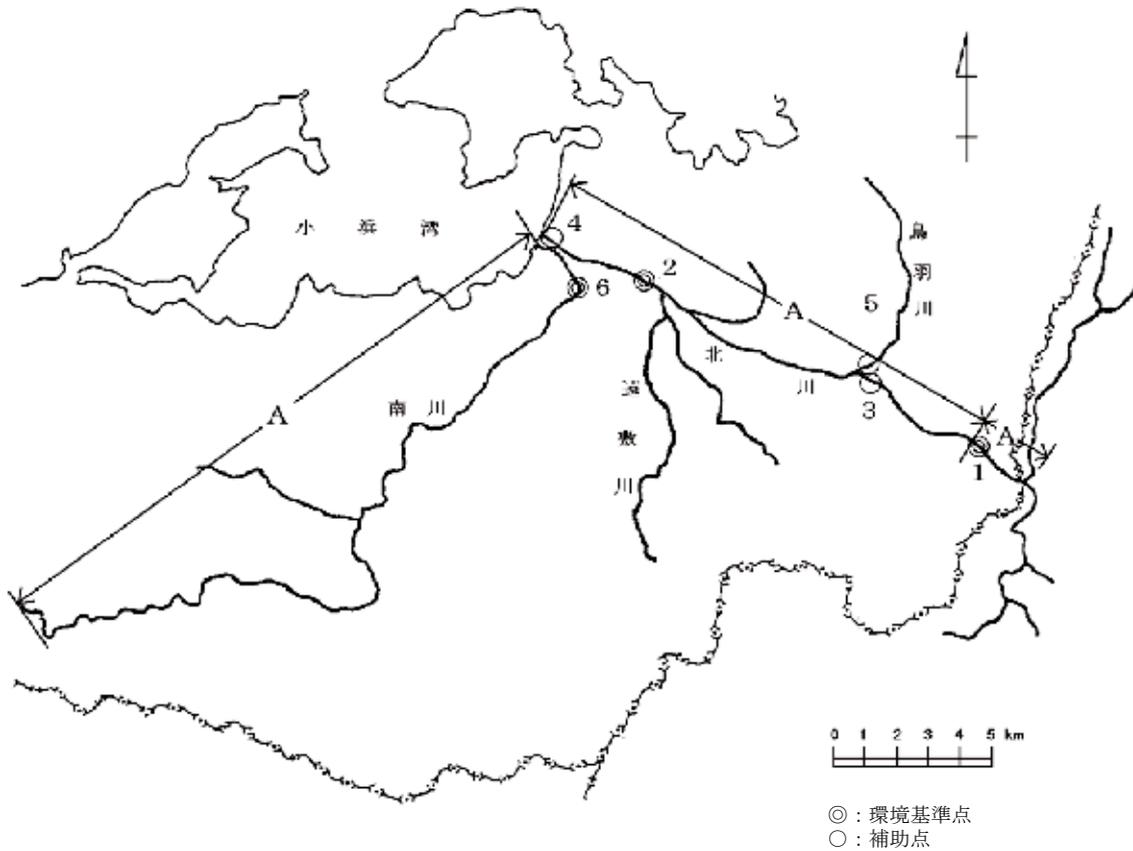
◎：環境基準点

河川名	測定地点名	地点No.	類型	pH			DO				BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
耳川	和田橋	1	A	7.4	7.8	0/6	8.1	11	0/6	9.7	<0.5	<0.5	0/6	<0.5	<0.5	1	4	0/6	2

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-14 北川・南川水域の水質測定地点と測定結果（令和5年度）

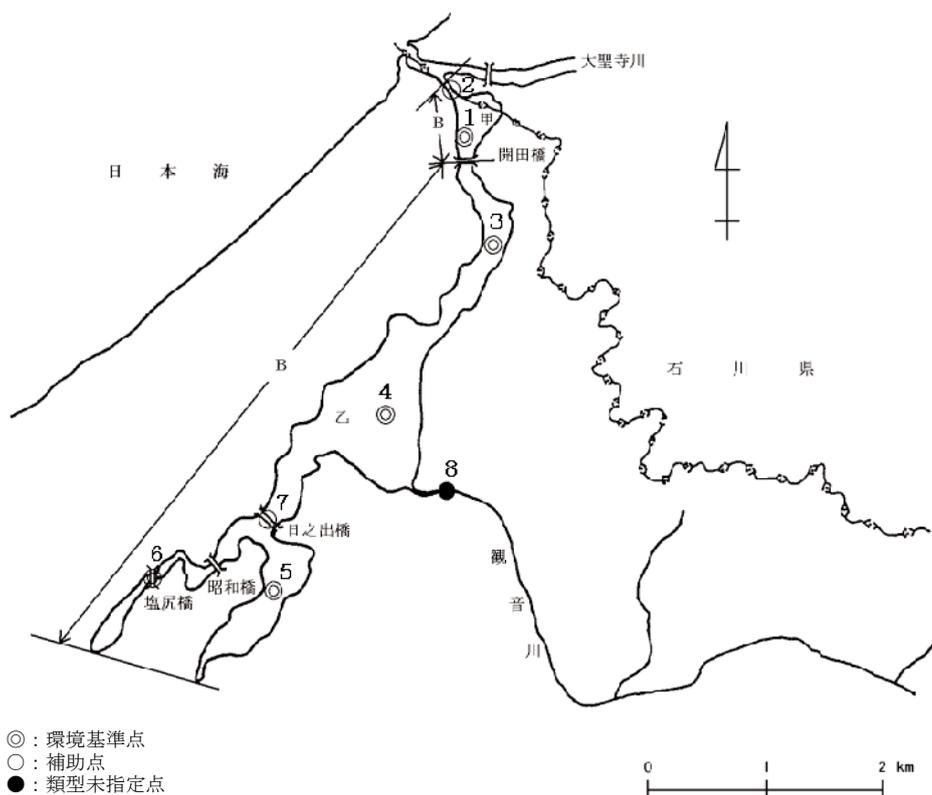


河川名	測定地点名	地点No.	類型	pH			DO				BOD					SS				
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均	
北川	上流	新道大橋	1	A	7.6	8.1	0/6	8.4	12	0/6	9.9	<0.5	0.5	0/6	0.5	<0.5	<1	3	0/6	2
	下流	高塚橋	2	A	7.3	7.8	0/12	7.7	12	0/12	9.9	<0.5	0.5	0/12	0.5	<0.5	1	4	0/12	3
		上中橋	3	A	7.4	8.2	0/4	7.0	12	1/4	9.6	<0.5	0.6	0/4	0.5	<0.5	1	31	1/4	11
		西津橋	4	A	7.3	7.7	0/4	6.8	12	1/4	9.4	<0.5	0.5	0/4	0.5	0.5	2	3	0/4	3
		鳥羽川末端	5	A	7.2	7.5	0/6	6.8	11	1/6	8.8	<0.5	0.7	0/6	0.6	0.6	2	22	0/6	7
南川	湯岡橋	6	A	7.3	7.5	0/6	8.7	12	0/6	10	<0.5	0.6	0/6	0.5	<0.5	<1	2	0/6	1	

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-15 北潟湖水域の水質測定地点と測定結果（令和5年度）



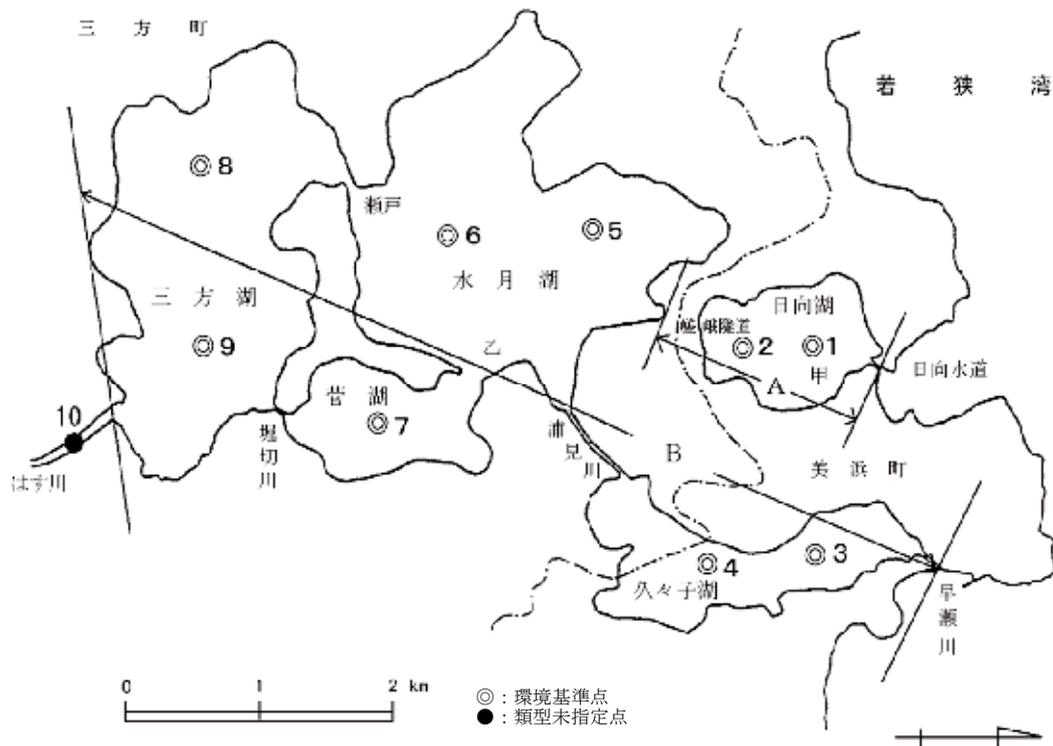
湖沼名	測定地点名	地点No.	類型	pH				DO				COD				SS			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
北潟湖	北潟湖北部	1	B	7.5	8.5	0/12	8.4	12	0/6	9.7	2.6	4.9	0/6	4.0	4.6	3	24	3/12	11
	北潟湖末端	2	B	7.5	8.4	0/6	7.5	12	0/6	9.5	2.1	5.3	1/6	3.4	4.4	2	11	0/6	7
	北潟湖水路	3	B	7.7	8.9	4/6	7.4	13	0/6	10	3.1	8.5	4/6	6.1	7.3	5	19	1/6	11
	北潟湖心	4	B	7.7	9.0	6/12	7.3	13	0/6	10	3.3	7.8	4/6	6.0	7.0	5	21	4/12	12
	北潟湖南部	5	B	7.7	9.2	4/12	6.9	13	0/6	10	4.9	9.9	5/6	7.7	9.7	16	49	12/12	30
	塩尻橋	6	B	7.5	8.8	2/6	7.6	11	0/6	9.9	3.5	10.0	5/6	7.4	10.0	14	47	5/6	28
	日之出橋	7	B	7.8	9.0	3/6	8.6	13	0/6	10	4.4	8.9	5/6	7.1	8.2	12	21	3/6	16
	観音川(崎田橋)	8	-	7.1	7.5	-/6	7.5	12	-/6	9.7	1.3	3.6	-/6	2.8	3.4	2	20	-/6	6

湖沼名	測定地点名	地点No.	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
北潟湖	北潟湖北部	1	IV	0.49	0.83	4/6	0.65	0.025	0.077	4/6	0.053
	北潟湖末端	2	IV	0.64	1.3	6/6	0.79	0.026	0.066	3/6	0.049
	北潟湖水路	3	IV	0.54	0.80	4/6	0.67	0.027	0.11	4/6	0.067
	北潟湖心	4	IV	0.61	0.88	6/6	0.72	0.030	0.13	4/6	0.074
	北潟湖南部	5	IV	0.86	1.8	6/6	1.3	0.063	0.24	6/6	0.14
	塩尻橋	6	IV	0.86	1.8	6/6	1.3	0.069	0.18	6/6	0.12
	日之出橋	7	IV	0.70	1.4	6/6	0.99	0.056	0.17	6/6	0.10
	観音川(崎田橋)	8	-	0.73	1.3	-/6	0.88	0.017	0.097	-/6	0.041

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-16 三方五湖水域の水質測定地点と測定結果（令和5年度）



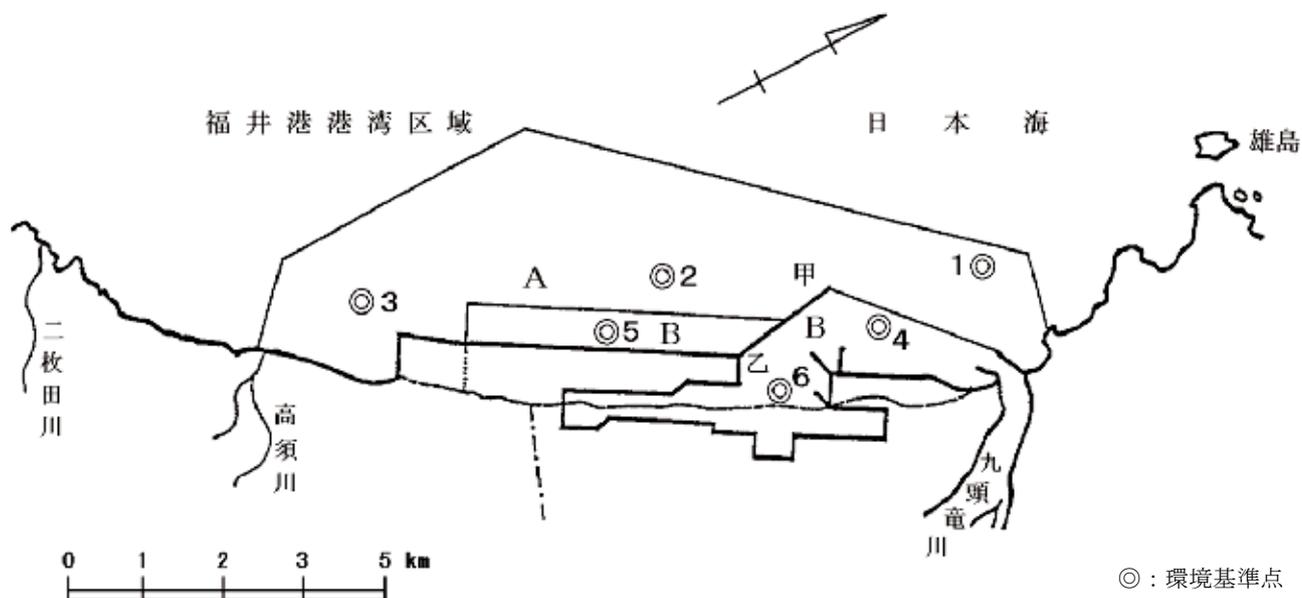
湖沼名	測定地点名	地点No.	類型	pH				DO				COD				SS			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
三方五湖	日向湖北部	1	A	8.1	8.3	0/6	6.6	11	2/6	8.4	0.90	2.3	0/6	1.7	2.1	<1	1	0/6	1
	日向湖南部	2	A	8.1	8.3	0/6	6.6	11	2/6	8.2	0.7	2.5	0/6	1.7	2.3	<1	3	0/6	1
	久々子湖北部	3	B	7.8	8.6	1/6	7.7	13	0/6	9.5	3.6	4.5	0/6	4.0	4.3	1	7	0/6	3
	久々子湖南部	4	B	7.7	8.6	1/12	7.4	13	0/6	9.4	3.2	4.4	0/6	3.8	4.3	1	10	0/12	4
	水月湖北部	5	B	7.8	9.0	4/6	8.5	14	0/6	10	3.8	6.3	3/6	4.9	5.5	2	7	0/6	5
	水月湖南部	6	B	7.1	9.0	4/12	<0.5	14	6/12	5.5	4.5	6.4	3/6	5.3	5.9	<1	9	0/12	4
	菅湖	7	B	7.5	9.0	4/6	7.6	13	0/6	9.8	3.6	6.0	2/6	4.9	5.6	1	7	0/6	4
	三方湖西部	8	B	8.2	9.0	5/6	10	14	0/6	12	4.6	9.7	4/6	6.7	7.8	8	23	1/6	14
	三方湖東部	9	B	7.7	9.2	7/12	9.5	14	0/6	12	4.4	9.5	4/6	6.5	8.3	7	28	5/12	17
	はす川(上口橋)	10	-	7.0	7.6	-/6	8.7	11	-/6	9.8	1.6	3.6	-/6	2.4	3.1	<1	4	-/6	2

湖沼名	測定地点名	地点No.	類型	全窒素				全燐			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
三方五湖	日向湖北部	1	-	0.12	0.21	-/6	0.17	0.010	0.014	-/6	0.012
	日向湖南部	2	-	0.12	0.19	-/6	0.16	0.008	0.015	-/6	0.011
	久々子湖北部	3	IV	0.41	1.5	2/6	0.70	0.030	0.12	2/6	0.057
	久々子湖南部	4	IV	0.43	1.5	2/6	0.68	0.027	0.12	4/6	0.059
	水月湖北部	5	IV	0.46	1.5	2/6	0.73	0.034	0.11	3/6	0.059
	水月湖南部	6	IV	0.50	1.3	1/6	0.67	0.031	0.094	4/6	0.061
	菅湖	7	IV	0.45	1.7	3/6	0.75	0.028	0.15	4/6	0.065
	三方湖西部	8	IV	0.42	0.91	4/6	0.66	0.045	0.14	5/6	0.084
	三方湖東部	9	IV	0.53	0.92	4/6	0.73	0.049	0.16	4/6	0.094
	はす川(上口橋)	10	-	0.51	0.73	-/6	0.63	0.024	0.068	-/6	0.042

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

(資料: 環境政策課)

表 3-17 九頭竜川地先海域の水質測定地点と測定結果（令和5年度）

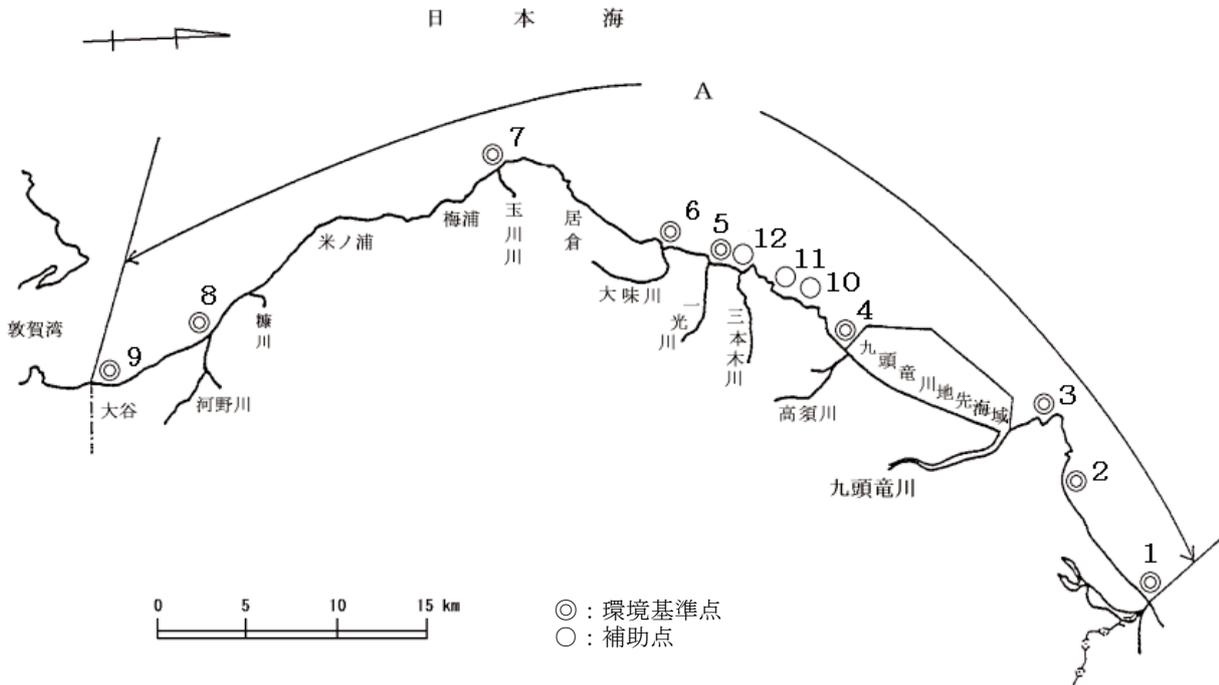


海域名	測定地点名	地点No.	類型	pH			DO				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75値	最小	最大	m/n
九頭竜川地先海域	三国地先	1	A	8.2	8.3	0/4	6.5	9.4	1/4	8.1	1.6	2.0	0/4	1.9	2.0	ND	ND	0/4
	黒目地先	2	A	8.2	8.3	0/4	6.4	9.2	1/4	7.9	1.3	1.9	0/4	1.6	1.7	ND	ND	0/4
	石橋地先	3	A	8.2	8.3	0/4	6.4	8.6	2/4	7.5	1.7	1.9	0/4	1.8	1.9	ND	ND	0/4
	福井火力地先	4	B	8.2	8.3	0/4	6.5	9.1	0/4	8.0	1.5	2.1	0/4	1.8	1.9	ND	ND	0/4
	米納津地先	5	B	8.2	8.3	0/4	6.4	9.2	0/4	8.1	1.4	1.7	0/4	1.6	1.6	ND	ND	0/4
	福井港内	6	B	8.2	8.3	0/4	6.5	9.2	0/4	8.0	1.6	2.2	0/4	1.9	2.0	ND	ND	0/4

（資料：環境政策課）

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-18 越前加賀海岸地先海域の水質測定地点と測定結果（令和5年度）

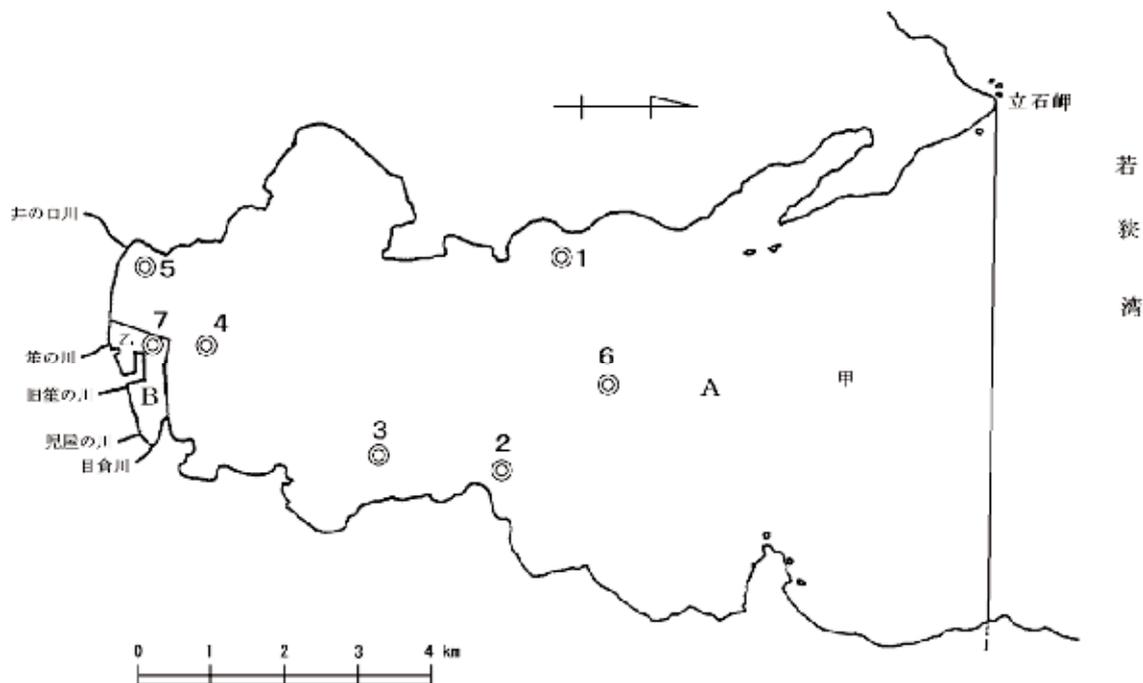


海域名	測定地点名	地点No.	類型	pH			DO				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
越前加賀海岸地先海域	大聖寺川地先	1	A	8.2	8.3	0/4	6.3	9.2	1/4	7.8	1.4	1.7	0/4	1.6	1.6	ND	ND	0/4
	浜地地先	2	A	8.2	8.3	0/4	6.3	9.2	1/4	7.9	1.4	1.9	0/4	1.6	1.6	ND	ND	0/4
	東尋坊地先	3	A	8.2	8.3	0/4	6.4	9.2	1/4	8.0	1.4	1.9	0/4	1.7	1.9	ND	ND	0/4
	浜住地先	4	A	8.2	8.3	0/4	6.3	8.4	2/4	7.4	1.5	1.7	0/4	1.6	1.6	ND	ND	0/4
	一光川地先	5	A	8.2	8.3	0/4	6.3	8.6	2/4	7.4	1.4	1.7	0/4	1.6	1.6	ND	ND	0/4
	大味川地先	6	A	8.2	8.3	0/4	6.3	8.6	2/4	7.4	1.4	1.7	0/4	1.6	1.6	ND	ND	0/4
	玉川川地先	7	A	8.2	8.3	0/4	6.3	9.2	1/4	8.0	1.3	1.7	0/4	1.5	1.5	ND	ND	0/4
	河野川地先	8	A	8.2	8.3	0/4	7.8	9.4	0/4	8.4	1.7	2.0	0/4	1.8	1.8	ND	ND	0/4
	大谷地先	9	A	8.2	8.3	0/4	7.9	9.6	0/4	8.5	1.6	2.1	1/4	1.9	2.0	ND	ND	0/4
	亀島地先	10	A	8.2	8.3	0/4	6.4	8.9	2/4	7.5	1.5	1.7	0/4	1.6	1.7	ND	ND	0/4
	菅生地先	11	A	8.2	8.3	0/4	6.3	8.5	2/4	7.4	1.6	1.7	0/4	1.6	1.6	ND	ND	0/4
	三本木川地先	12	A	8.2	8.3	0/4	6.3	8.5	2/4	7.4	1.5	1.9	0/4	1.7	1.7	ND	ND	0/4

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-19 敦賀湾海域の水質測定地点と測定結果（令和5年度）



◎：環境基準点

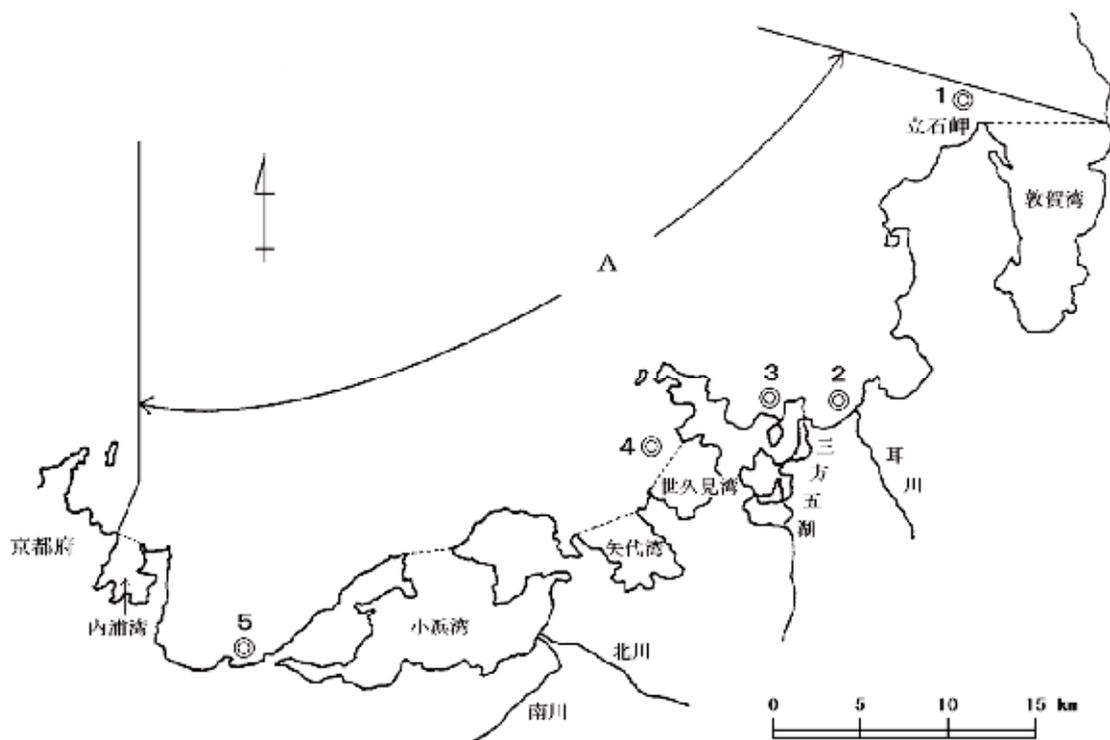
海域名	測定地点名	地点No.	類型	pH			DO				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
敦賀湾海域	手の浦地先	1	A	8.2	8.3	0/4	8.1	9.3	0/4	8.4	1.6	2.0	0/4	1.8	1.9	ND	ND	0/4
	松ヶ崎地先	2	A	8.2	8.3	0/4	8.1	9.7	0/4	8.6	1.8	2.5	1/4	2.0	1.9	ND	ND	0/4
	ナスビ鼻地先	3	A	8.2	8.3	0/4	7.8	9.7	0/4	8.6	1.7	2.5	1/4	2.0	1.9	ND	ND	0/4
	白灯台地先	4	A	8.2	8.3	0/4	8.1	10	0/4	8.7	1.8	2.6	1/4	2.0	1.9	ND	ND	0/4
	井の口川地先	5	A	8.2	8.3	0/4	7.9	9.6	0/4	8.4	1.9	2.2	1/4	2.0	2.0	ND	ND	0/4
	敦賀湾中央	6	A	8.2	8.3	0/4	7.7	9.5	0/4	8.4	1.7	1.9	0/4	1.8	1.8	ND	ND	0/4
	笹の川地先	7	B	8.2	8.3	0/4	7.6	9.2	0/4	8.4	1.7	2.6	0/4	2.2	2.3	ND	ND	0/4

海域名	測定地点名	地点No.	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
敦賀湾海域	手の浦地先	1	II	0.08	0.12	0/4	0.10	0.004	0.019	0/4	0.012
	松ヶ崎地先	2	II	0.10	0.15	0/4	0.12	0.005	0.016	0/4	0.012
	ナスビ鼻地先	3	II	0.07	0.18	0/4	0.13	0.004	0.015	0/4	0.012
	白灯台地先	4	II	0.16	0.43	1/4	0.24	0.014	0.030	0/4	0.022
	井の口川地先	5	II	0.09	0.17	0/4	0.13	0.007	0.018	0/4	0.013
	敦賀湾中央	6	II	0.05	0.17	0/4	0.11	0.005	0.013	0/4	0.011
	笹の川地先	7	III	0.10	0.18	0/4	0.14	0.006	0.026	0/4	0.015

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-20 若狭湾東部海域の水質測定地点と測定結果（令和5年度）



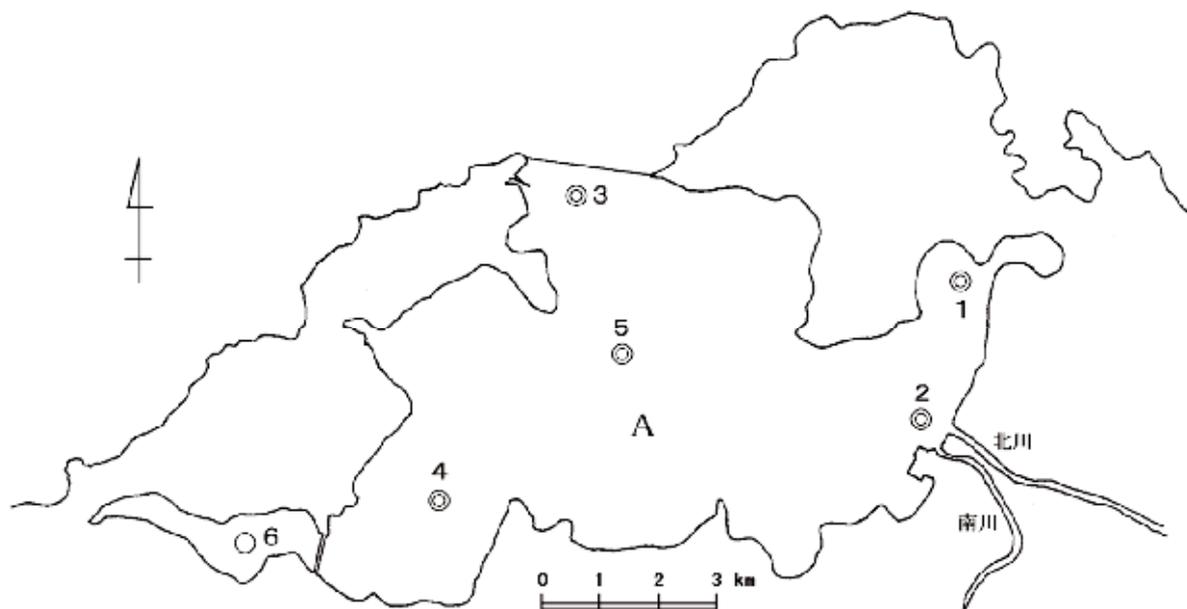
◎：環境基準点

海域名	測定地点名	地点No.	類型	pH			DO				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
若狭湾東部海域	立石岬地先	1	A	8.2	8.3	0/4	7.8	9.8	0/4	8.4	1.6	1.9	0/4	1.8	1.9	ND	ND	0/4
	耳川地先	2	A	8.2	8.3	0/4	7.0	9.8	1/4	8.6	1.5	2.3	1/4	1.9	2.0	ND	ND	0/4
	日向地先	3	A	8.2	8.3	0/4	7.2	9.5	1/4	8.4	1.5	2.3	1/4	1.8	1.9	ND	ND	0/4
	海中公園	4	A	8.2	8.3	0/4	7.7	9.4	0/4	8.6	1.3	2.2	1/4	1.8	1.8	ND	ND	0/4
	高浜地先	5	A	8.2	8.3	0/4	7.0	9.6	1/4	8.6	1.7	2.0	0/4	1.8	1.8	ND	ND	0/4

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

(資料：環境政策課)

表 3-21 小浜湾海域の水質測定地点と測定結果（令和5年度）



◎：環境基準点
○：補助点

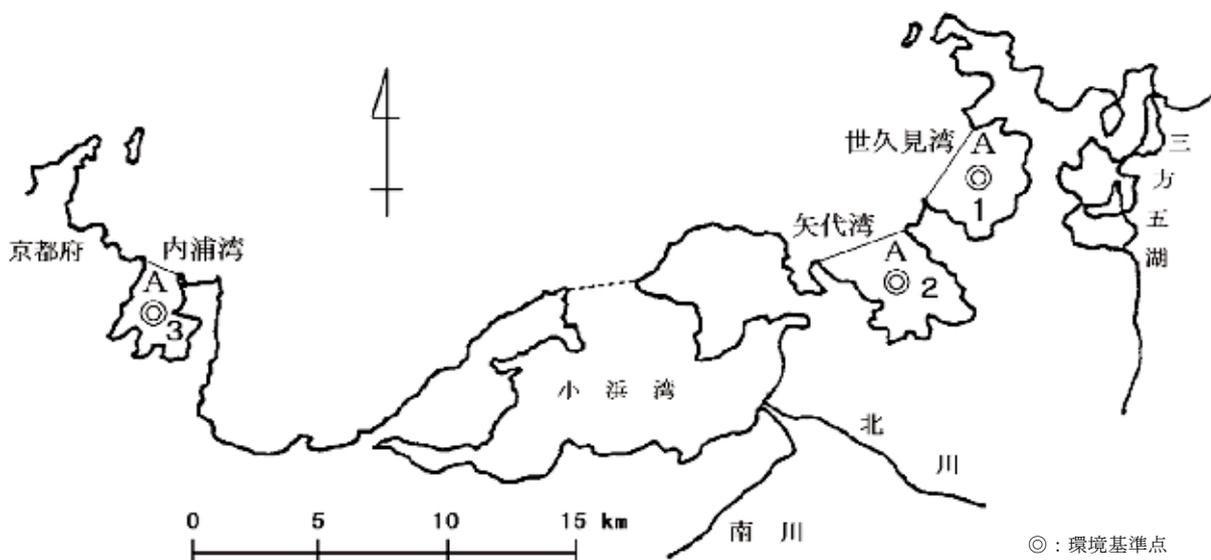
海域名	測定地点名	地点No.	類型	pH			DO				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
小浜湾海域	甲ヶ崎地先	1	A	8.2	8.3	0/4	7.5	10	0/4	9.2	1.1	1.8	0/4	1.6	1.7	ND	ND	0/4
	雲浜地先	2	A	8.2	8.3	0/4	6.8	9.6	1/4	8.6	1.2	2.2	1/4	1.8	1.9	ND	ND	0/4
	大飯原発地先	3	A	8.2	8.3	0/4	7.1	9.7	1/4	8.6	1.1	2.0	0/4	1.7	1.8	ND	ND	0/4
	和田港湾	4	A	8.2	8.3	0/4	6.9	9.7	1/4	9.0	1.1	2.5	1/4	1.9	2.0	ND	ND	0/4
	小浜湾中央	5	A	8.2	8.3	0/4	7.2	9.7	1/4	8.8	1.2	2.3	1/4	1.8	1.9	ND	ND	0/4
	青戸入江	6	A	8.2	8.3	0/4	7.0	9.6	1/4	8.7	1.1	3.0	1/4	2.0	2.0	ND	ND	0/4

海域名	測定地点名	地点No.	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
小浜湾海域	甲ヶ崎地先	1	II	0.11	0.29	0/4	0.19	0.008	0.024	0/4	0.016
	雲浜地先	2	II	0.12	0.19	0/4	0.15	0.009	0.023	0/4	0.016
	大飯原発地先	3	II	0.10	0.13	0/4	0.11	0.007	0.015	0/4	0.011
	和田港湾	4	II	0.11	0.20	0/4	0.14	0.010	0.019	0/4	0.015
	小浜湾中央	5	II	0.08	0.15	0/4	0.12	0.003	0.014	0/4	0.009
	青戸入江	6	II	0.12	0.19	0/4	0.15	0.007	0.027	0/4	0.017

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

(資料：環境政策課)

表 3-22 世久見湾・矢代湾・内浦湾海域の水質測定地点と測定結果（令和5年度）



海域名	測定地点名	地点No.	類型	pH			DO				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
世久見湾海域	世久見湾	1	A	8.2	8.3	0/4	7.4	9.5	1/4	8.5	1.1	2.3	1/4	1.7	1.8	ND	ND	0/4
矢代湾海域	矢代湾	2	A	8.2	8.3	0/4	7.2	9.7	1/4	8.7	1.3	2.4	1/4	1.8	1.8	ND	ND	0/4
内浦湾海域	内浦湾	3	A	8.2	8.3	0/4	6.7	9.2	1/4	8.1	1.2	1.9	0/4	1.6	1.8	ND	ND	0/4

海域名	測定地点名	地点No.	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
世久見湾海域	世久見湾	1	II	0.08	0.14	0/4	0.11	0.004	0.012	0/4	0.008
矢代湾海域	矢代湾	2	II	0.07	0.16	0/4	0.11	<0.003	0.012	0/4	0.009
内浦湾海域	内浦湾	3	II	0.08	0.13	0/4	0.11	0.003	0.012	0/4	0.009

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-23-1 海水浴場水質判定基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA (検出限界：2個/100mL)	不検出	2 mg/L 以下	全透 (1m以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	2 mg/L 以下	全透 (1m以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	5 mg/L 以下	1m未満 ～50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100mL 以下	8 mg/L 以下	1m未満 ～50cm 以上
不適	1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm 未満

表 3-23-2 海水浴場の水質検査結果 (令和 6 年度)

市町名	海水浴場名	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	油膜の有無	COD (mg/L)	透明度	判定	病原性大腸菌 O157
坂井市	浜地	<2	なし	1.7	全透	適 (AA)	不検出
	三国サンセットビーチ	<2	〃	1.8	〃	〃 (AA)	〃
福井市	鷹巣	<2	〃	1.6	〃	〃 (AA)	〃
	鮎川	<2	〃	1.6	〃	〃 (AA)	〃
	越廼	<2	〃	1.8	〃	〃 (AA)	〃
敦賀市	気比の松原	<2	〃	1.6	〃	〃 (AA)	〃
	水島	<2	〃	1.7	〃	〃 (AA)	〃
美浜町	丹生	<2	〃	1.6	〃	〃 (AA)	〃
	水晶浜	<2	〃	1.8	〃	〃 (AA)	〃
	菅浜 (ダイヤ浜)	<2	〃	1.9	〃	〃 (AA)	〃
おおい町	長井浜	<2	〃	1.9	〃	〃 (AA)	〃
高浜町	若狭和田	<2	〃	1.7	〃	〃 (AA)	〃

(資料：環境政策課)

- (備考)
- 1 調査日 令和 6 年 4 月 30 日、5 月 15 日
 - 2 調査回数 1 海水浴場当たり 1 日 1 回の 2 日間 (ただし、O157 は 4 月 30 日の 1 日)
 - 3 調査地点 水深 1.0～1.5m の地点で汀線に沿って 1 地点で採取
 - 4 採取位置 表層 0.5m
 - 5 調査結果 ふん便性大腸菌群数および COD は、2 回の調査の平均値

表3-24 特定事業場市町別届出状況(水質汚濁防止法)

(令和6年3月31日現在)

施設の種類	排水量区分	福	敦	小	大	勝	鯖	あ	越	坂	永	池	南	越	美	お	高	若	合計
		井市	賀市	浜市	野市	山市	江市	市わら	前市	井市	町平寺	田町	町越前	前町	浜町	町おい	浜町	狭町	
1	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
1の2	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満	4	2		3	5		2	2	17					1			3	39
2	50m ³ /日以上	2							1	2									
	うち有害物質使用	1																	
	50m ³ /日未満	4			1			1								2	1		9
3	50m ³ /日以上	1	1																
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満	1		4				1	1	3			1	6	3				20
4	50m ³ /日以上									1									
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満					1	1		3			1	2			1	1	2	12
5	50m ³ /日以上								1										
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満	7		2	6	4	3	1	2	3			1	1				1	31
8	50m ³ /日以上																	1	
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満	3			1				3							1			8
9	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満	1			2		2		2										7
10	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満	14	1		5	3	4	1	4	5	6		4	3	1			2	53
11	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満				1				1	1									3
16	50m ³ /日以上	1																	
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満	1		1				1	3	1					2				9
17	50m ³ /日以上	1									1								
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満	7	8	2	8	3	5	4	5	7				14				2	65
18の2	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
19	50m ³ /日以上	16				4	5		2	12									
	うち有害物質使用	1					2												
	50m ³ /日未満	9					7	6	12	9									43
21	50m ³ /日以上						1												
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
21の2	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満								1										1
21の3	50m ³ /日以上		1																
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満								1										1
21の4	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
22	50m ³ /日以上	1																	
	うち有害物質使用	1																	
	50m ³ /日未満	2								2								1	5
23	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満	2							17										19
23の2	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満	8	1	1			2	1	2	1									16
	うち有害物質使用	2																	2

施設の 種 類	排水量区分	福 井 市	敦 賀 市	小 浜 市	大 野 市	勝 山 市	鯖 江 市	あ ま り 市	越 前 市	坂 井 市	永 平 寺 町	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町	美 浜 町	お お い 町	高 浜 町	若 狭 町	合 計
24	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
25	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
27	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2							1										3
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2							1										3
		1								3									4
32	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1																	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用								1	2									3
										1									1
33	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1						1	1									4
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1						1										1
										4									5
46	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	7					1		2	2								1	13
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	7							1	1								1	10
		3		1						6								1	11
47	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1			1													2
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1					2	1	2									1
								2		2									5
48	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
49	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
50	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
51	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
51の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1																	
51の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用													1					
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
52	50m ³ /日以上 うち有害物質使用									1									
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
53	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
54	50m ³ /日以上 うち有害物質使用							4		7					2				19
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2	2			2													
55	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1		4		1		2			3	1	1					13
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	7	6	2	4	1	4	3	3	4	1	4	2	3	1	2	1		48
56	50m ³ /日以上 うち有害物質使用										1								
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1																	
59	50m ³ /日以上 うち有害物質使用										1								
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	4	4		2	2			3	2	1	2	1				1	2	24
60	50m ³ /日以上 うち有害物質使用											1							
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1					1	7							1				11
62	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1		2					2									5
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1	1		1					2									3
						1				1									4
63	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1																	1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1					1	1	1	1								1	6
							1												1

施設の 種類	排水量区分	福 井 市	敦 賀 市	小 浜 市	大 野 市	勝 山 市	鯖 江 市	あ ま り 市	越 前 市	坂 井 市	永 平 寺 町	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町	美 浜 町	お お い 町	高 浜 町	若 狭 町	合 計
63の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1																1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用						1		1	1									3
64の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2																	2
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1	1	1			1	4	2		1						1	13
65	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1	1	1			1	3	1								1	9
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	4	1		1	4	13	2	5	4	2	1		2		1			40
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1			1		5	1	2	1		1				1			12
66	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	3				1	4		1					2					11
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	3				1	4		1					2					11
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	7			1		10			1				2					21
66の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	6	2				1	9	1				1				1	1	22
66の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	39	87	185	26	16	15	71	41	105	5	7	43	61	82	22	55	123	983
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2								1									3
66の4	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1					1		2			2				1	1	8
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	4	1																5
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用						2	1			1								4
66の6	50m ³ /日以上 うち有害物質使用							1											1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用								1										1
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	3	1							1	1								6
67	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	20	12	3	14	6	5	7	7	18	3			1	2	1		3	102
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	3								3									6
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	12	4	2	2				3					1				1	25
68	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	6							1										7
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	3																	3
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1	1															2
68の2	50m ³ /日未満 うち有害物質使用			1															1
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1																1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		2
70	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1																1
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		1
70の2	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	5	1																6
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1																1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	98	24	14	22	6	19	7	39	39	5	1	2	4	3	4	4	9	300
71	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2	1	4															7
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1		2															3
71の2	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	15	6	3	2		3	2	2	6	2			1	1				43
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	9	4	2			1	1	1	4	2			1	1				26
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用							1											1
71の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1	1	1	1		2						1				1	1	9
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		1
71の4	50m ³ /日未満 うち有害物質使用								1	1									2
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用								1										1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		1
71の5	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2					1												3
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2					1												3
71の6	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1																1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用						1												1
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用						1												1
72	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	31	14	13	13	4	7	4	11	1	4		5	6	8	12	2	14	149
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		2		1				1	1			1	1					7
73	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	6	1	1	1	1	1		3	3	1	1	2	3	1	1	1	4	31
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		

施設の 種類	排水量区分	福 井 市	敦 賀 市	小 浜 市	大 野 市	勝 山 市	鯖 江 市	あ 市 わ ら	越 前 市	坂 井 市	永 町 平 寺	池 田 町	南 町 越 前	越 前 町	美 浜 町	お 町 お い	高 浜 町	若 狭 町	合 計
74	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	3	1	3	1		1	1								1			11
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用			1															1
計	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	99	31	22	22	11	23	17	48	29	8	5	9	13	9	15	4	22	387
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	17	4	3	2	1	6	1	7	4	26	16	55	2	102	32	66	154	49
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	288	167	223	103	55	100	126	195	262	2	1		104	102	32	66	154	2074
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	32	5	4	1	1	15	4	5	21	2	1		3	1	1			96
合 計		387	198	245	125	66	123	143	243	291	34	21	64	117	111	47	70	176	2,461

(資料：環境政策課)

表3-25 特定工場届出状況（排水量関係）（県公害防止条例）
（令和6年3月31日現在）

市町名	工場数
福井市	11
敦賀市	8
小浜市	2
大野市	1
勝山市	2
鯖江市	4
あわら市	1
越前市	4
坂井市	4
越前町	1
美浜町	1
高浜町	2
おおい町	1
合計	42

（資料：環境政策課）

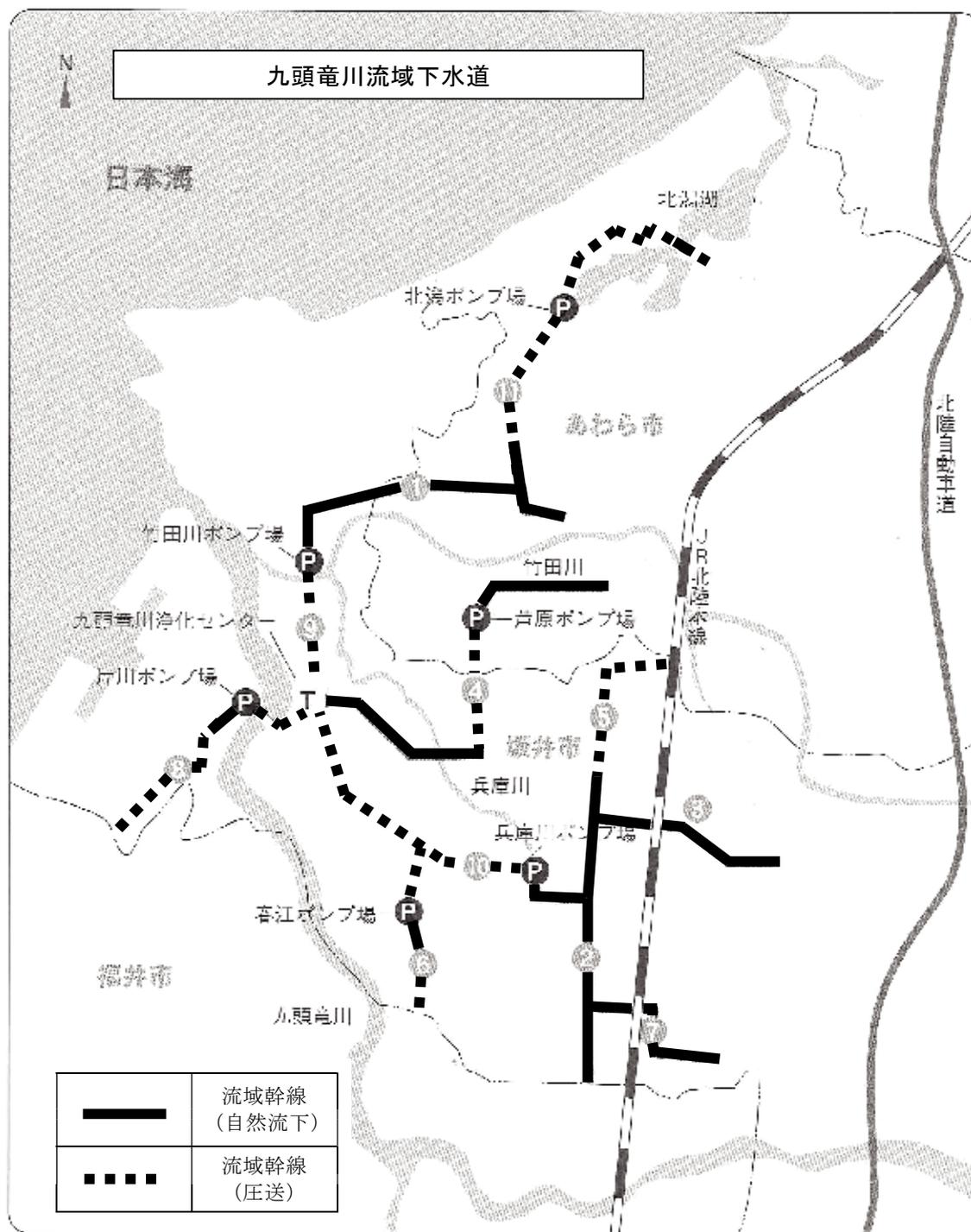
表3-26 汚水および廃液に係る特定施設届出状況（県公害防止条例）

（令和6年3月31日現在）

施設種類 市町名	1	3	5	12	13	合計
	反応施設	混合施設	蒸留施設	廃ガス洗浄施設	洗浄施設	
福井市					3	3
あわら市		1	1			2
坂井市				1		1
鯖江市					1	1
越前市	1					1
若狭町	15					15
合計	16	1	1	1	4	23

（資料：環境政策課）

図 3-27 九頭竜川流域下水道計画図



① 北部幹線	⑤ 金津幹線	⑨ 北部圧送幹線
② 南部幹線	⑥ 春江幹線	⑩ 南部圧送幹線
③ 坂井幹線	⑦ 丸岡幹線	⑪ 北潟幹線
④ 芦原幹線	⑧ 西部幹線	

(資料：河川課)

表 3-28 福井県の公共下水道の現況（令和6年3月31日現在）

団体名	処 理 場 名	排除方式	供用開始面積 (ha)	行政人口 a(人)	処理人口 b(人)	下水道処理 人口普及率 b/a(%)	処理開始年月
福井市	境浄化センター	合 流	839.8	254,502	42,692	90.8	S34.4
	日野川浄化センター	分 流 一部合流	3,625.9		157,654		S60.10
	鷹巣浄化センター	分 流	97.8		2,348		H10.4
	美山浄化センター	分 流	49.4		1,210		H20.6
	清水東部環境センター	分 流	146.4		3,406		S48.8
	清水西部環境センター	分 流	96.0		3,113		H6.3
	(九頭竜川浄化センターへ流入)	分 流	565.7		20,640		-
	計		5,421.0		231,063		
敦賀市	天筒浄化センター	分 流	1,335.0	62,531	55,691	89.1	S58.7
小浜市	小浜浄化センター	分 流	723.0	27,847	19,370	69.6	H3.3
大野市	大野市下水処理センター	分 流	646.2	30,204	18,381	60.9	H15.4
勝山市	勝山浄化センター	分 流	822.0	21,307	18,422	86.5	S60.6
鯖江市	鯖江市環境衛生センター	分 流	1,833.5	68,221	50,658	74.3	S58.6
	東工汚水処理場	分 流	12.0		-		S49.10
	計		1,845.5		50,658		
あわら市	(九頭竜川浄化センターへ流入)	分 流	1,252.5	26,441	25,522	96.5	-
越前市	家久浄化センター	分 流 一部合流	1,227.1	80,173	44,761	81.8	S55.8
	今立浄化センター	分 流	242.5		7,582		H17.3
	水循環センター	分 流	469.0		13,260		H21.9
	計		1,938.6		65,603		
坂井市	(九頭竜川浄化センターへ流入)	分 流	2,826.9	88,666	84,856	99.4	-
	(五領川浄化センターへ流入)	分 流	156.0		3,260		-
	計		2,982.9		88,116		

団体名	処 理 場 名	排除方式	供用開始面積 (ha)	行政人口 a(人)	処理人口 b(人)	下水道処理 人口普及率 b/a(%)	処理開始年月
永平寺町	中央浄化センター	分 流	180.5	17,754	4,374	81.0	S62.4
	(五領川浄化センターへ流入)	分 流	311.7		10,003		-
	計		492.2		14,377		
池田町	池田水処理センター	分 流	127.0	2,230	1,913	85.8	H11.3
南越前町	南条浄化センター	分 流	87.0	9,562	2,819	40.0	H5.3
	河野浄化センター	分 流	38.6		1,008		H12.3
	計		125.6		3,827		
越前町	朝日浄化センター	分 流	410.8	19,960	8,243	67.7	S61.3
	織田浄化センター	分 流	227.2		3,745		H6.10
	宮崎浄化センター	分 流	58.0		1,521		H1.4
	計		696.0		13,509		
美浜町	美浜町浄化センター	分 流	332.7	8,753	5,365	61.3	H7.4
高浜町	高浜町せらぎランド	分 流	433.0	9,637	7,773	80.7	H11.4
おおい町	名田庄東部浄化センター	分 流	53.0	7,710	1,263	16.4	H12.7
若狭町	三方浄化センター	分 流	103.0	13,499	3,331	42.1	H12.3
	海越浄化センター	分 流	7.0		141		H19.4
	三宅浄化センター	分 流	114.0		1,670		H11.4
	熊川浄化センター	分 流	24.0		543		H9.4
	計		248.0		5,685		
五領川公共下水道事務組合	五領川浄化センター	分 流	467.7	-	13,263	-	S58.4
福井県	九頭竜川浄化センター	分 流	4,645.1	-	131,018	-	S57.7
	テクノポート福井浄化センター	分 流	776.0	-	-	-	H5.12
県計			20,250.2	748,997	626,538	83.7	

(資料：河川課)

表3-30 年度別し尿処理状況

(単位：人、kL)

区 分		年 度												
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	
県 内 総 人 口		805,694	801,940	808,996	804,229	800,410	795,403	791,505	786,909	780,905	775,840	768,976	761,667	
計 画 処 理 区 域 内 人 口		805,694	801,940	808,996	804,229	800,410	795,403	791,505	786,909	780,905	775,840	768,976	761,667	
内 訳	水洗化人	下 水 道 人 口	549,002	559,022	553,664	560,839	569,149	573,402	581,243	581,258	582,210	585,503	583,844	584,702
		地 域 し 尿 処 理 人 口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58,085	56,653
		浄 化 槽 人 口	210,102	211,739	218,067	206,791	199,071	189,820	179,754	175,351	165,781	155,930	96,854	92,049
		合 計	759,104	770,761	771,731	767,630	768,220	763,222	760,997	756,609	747,991	741,433	738,783	733,404
内 訳	非水洗化人	計 画 収 集 人 口	45,487	41,842	36,395	34,796	31,528	31,140	28,927	28,523	31,555	33,473	29,635	27,781
		自 家 処 理 人 口	1,103	1,031	870	1,803	662	1,041	1,581	1,777	1,359	934	558	482
		合 計	46,590	42,873	37,265	36,599	32,190	32,181	30,508	30,300	32,914	34,407	30,193	28,263
計 画 処 理 区 域 外 人 口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水 洗 化 率 (%)		94.2	96.1	95.4	95.4	96.0	96.0	96.1	96.1	95.8	95.6	96.1	96.3	
衛 生 処 理 率 (%)		99.9	99.9	99.9	99.8	99.9	99.9	99.8	99.8	99.8	99.9	99.9	99.9	
原 単 位	一人一日平均排出量 (ℓ) (し尿)	2.00	2.01	2.12	2.05	2.09	2.00	2.09	2.02	1.63	1.49	1.66	1.69	
	一人一日平均排出量 (ℓ) (浄化槽汚泥)	1.70	1.63	1.59	1.64	1.70	1.73	1.74	1.78	1.86	1.96	1.91	1.98	
計 画 収 集 量		163,325	156,729	154,385	149,548	148,041	142,797	136,455	135,405	131,189	129,456	126,018	124,887	
内 訳	し 尿	33,218	30,637	28,201	25,989	24,160	22,766	22,126	21,049	18,811	18,152	17,988	17,164	
	浄 化 槽 汚 泥	130,107	126,092	126,184	123,559	123,881	120,031	114,329	114,356	112,378	111,304	108,030	107,723	
取 集 形 態 別 内 訳	委 託	し 尿	104	94	88	86	77	81	80	98	114	121	308	62
		浄 化 槽 汚 泥	3,780	3,652	3,314	4,088	3,690	3,696	3,404	3,513	3,340	3,574	3,491	3,324
		合 計	3,884	3,746	3,402	4,174	3,767	3,777	3,484	3,611	3,454	3,695	3,799	3,386
	許 可	し 尿	33,114	30,543	28,113	25,903	24,083	22,685	22,046	20,951	18,697	18,031	17,680	17,102
		浄 化 槽 汚 泥	126,327	122,440	122,870	119,471	120,191	116,335	110,925	110,843	109,038	107,730	104,539	104,399
		合 計	159,441	152,983	150,983	145,374	144,274	139,020	132,971	131,794	127,735	125,761	122,219	121,501
計 画 処 理 量		160,541	156,736	154,385	149,514	148,041	142,797	136,455	135,405	131,189	129,456	126,018	124,887	
処 理 内 訳	し尿処理施設	し 尿	20,506	19,941	24,667	22,715	21,123	13,118	16,846	15,976	15,419	14,753	14,747	14,060
		浄 化 槽 汚 泥	64,882	63,462	113,677	110,884	110,944	59,970	71,106	70,792	77,752	77,455	77,593	78,211
		合 計	85,388	83,403	138,344	133,599	132,067	73,088	87,952	86,768	93,171	92,208	92,340	92,271
	下水道投入等	し 尿	11,844	10,687	3,534	3,266	3,028	9,644	5,275	5,070	3,389	3,396	3,238	3,102
		浄 化 槽 汚 泥	63,309	62,646	12,507	12,649	12,896	60,045	43,198	43,545	34,605	33,821	30,407	29,481
		合 計	75,153	73,333	16,041	15,915	15,924	69,689	48,473	48,615	37,994	37,217	33,645	32,583
自 家 処 理 量		851	730	584	1,085	463	636	943	1,054	707	511	842	879	
し 尿 等 の 総 処 理 量		161,392	157,466	154,969	150,599	148,504	143,433	137,398	136,459	131,896	129,967	126,860	125,766	

(資料：循環社会推進課)

表3-31 農業集落排水事業整備状況

(令和6年3月31日現在)

市町村名	住民基本 台帳人口 (R5年度末)	全体計画		令和5年度までに完了		
		整備対象人口	整備計画 処理区数	整備人口	処理区数	対市町村 対集排
福井市	254,502	11,370	24	11,370	24	4.4% 100.0%
敦賀市	62,531	1,725	5	1,725	5	2.7% 100.0%
小浜市	27,847	6,952	11	6,952	11	24.9% 100.0%
大野市	30,204	5,758	15	5,758	15	19.0% 100.0%
勝山市	21,307	2,481	5	2,481	5	11.6% 100.0%
鯖江市	68,221	12,130	6	12,130	6	17.7% 100.0%
あわら市	26,441	—	—	—	—	— —
越前市	80,173	3,273	6	3,273	6	4.0% 100.0%
坂井市	88,666	266	1	266	1	0.3% 100.0%
永平寺町	17,754	2,740	3	2,740	3	15.4% 100.0%
池田町	2,230	227	1	227	1	10.1% 100.0%
南越前町	9,564	5,261	13	5,261	13	55.0% 100.0%
越前町	19,960	2,557	7	2,557	7	12.8% 100.0%
美浜町	8,753	2,010	6	2,010	6	22.9% 100.0%
高浜町	9,637	1,650	6	1,650	6	17.1% 100.0%
おおい町	7,710	6,059	27	6,059	27	78.5% 100.0%
若狭町	13,499	7,283	9	7,283	9	53.9% 100.0%
県 合計	748,999	71,742	145	71,742	145	9.5% 100.0%

※あわら市は、農業集落排水区域なし

(資料：農地保全整備課)

表 3 - 3 2 漁業集落排水施設の整備状況

(令和6年3月31日現在)

地区名	事業主体	漁港名	処理開始年度	地区人口
福井市 蒲生・茱崎	福井市	茱崎漁港	H 16	611人
越前町 梅浦・厨	越前町	越前漁港	H 16	2,883人
越前町 米ノ	越前町	米の浦漁港 茂原漁港 白浜(城崎)漁港	H 19	806人
敦賀市 立石	敦賀市	立石漁港	H 18	46人
敦賀市 白木	敦賀市	白木漁港	H 6	62人
敦賀市 浦底	敦賀市	浦底漁港	H 8	53人
美浜町 日向	美浜町	日向漁港	H 3	500人
美浜町 菅浜	美浜町	菅浜漁港	H 5	377人
美浜町 丹生	美浜町	丹生漁港	S 62	286人
若狭町 世久見	若狭町	世久見漁港	S 63	117人
若狭町 神子	若狭町	神子漁港	H 4	99人
若狭町 小川	若狭町	小川漁港	H 11	142人
若狭町 常神	若狭町	常神漁港	H 18	102人
小浜市 阿納・犬熊	小浜市	内外海漁港	H 元	111人
小浜市 志積	小浜市	内外海漁港	H 元	46人
小浜市 矢代	小浜市	内外海漁港	H 2	44人
小浜市 泊	小浜市	内外海漁港	H 4	85人
小浜市 宇久	小浜市	内外海漁港	H 5	40人
小浜市 加尾・西小川	小浜市	内外海漁港	H 5	68人
小浜市 田鳥	小浜市	田鳥漁港	H 8	315人
小浜市 仏谷	小浜市	小浜漁港	H 11	43人
高浜町 音海	高浜町	音海漁港	H 14	84人
高浜町 上瀬	高浜町	上瀬漁港	H 17	60人
高浜町 日引	高浜町	上瀬漁港	H 18	68人

(資料：水産課)

表 3 - 3 3 林業集落排水施設の整備状況

(令和6年3月31日現在)

地区名	事業主体	処理開始年度	地区人口
越前市 中山	越前市	H 11	44人
福井市 間戸	福井市	H 15	162人
福井市 天田	福井市	H 21	

(資料：森づくり課)